

**東京大学大気海洋研究所 特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項**

職名及び人数	特任研究員 1名
契約期間	2025年12月1日以降のなるべく早い時期～2026年3月31日
更新の有無	<p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は2028年3月31日を限度とし、以後更新しない。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	<p>大気海洋研究所気候システム研究系気候モデリング研究部門（千葉県柏市柏の葉5-1-5）</p> <p>変更の範囲：原則同一部局内</p>
業務内容	<p>宇宙航空研究開発機構(JAXA)からの受託研究「EarthCARE4 センサ複合放射収支標準プロダクトの開発と改良」および「多衛星の複合利用による雲・降水・放射過程の観測的診断と数値モデル評価」に係る研究業務として、EarthCARE 地球観測衛星に搭載された4つのセンサを組み合わせた放射収支標準プロダクトの生成およびそれに関わる放射収支算定アルゴリズムの開発・改良に取り組むとともに、同プロダクトを含むEarthCARE衛星データを他の衛星データと複合的に用いて雲・降水・放射の物理素過程を観測的に診断する研究に従事します。特に、放射収支算定アルゴリズムの開発・改良のために、放射伝達計算に知識と経験のある方の応募を歓迎します。</p> <p>変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。</p>
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額35万円～45万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 博士の学位を有する方
提出書類	<p>1) 履歴書（様式自由、学歴・職歴を明記すること）</p> <p>※必要に応じて以下の東京大学統一履歴書フォーマットを用いてください。  <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a></p> <p>2) 研究業績目録（原著論文・総説・その他に分け、査読の有無を明記すること）</p> <p>3) 主要原著論文3編以内のPDFファイル各1部</p> <p>4) これまでになってきた研究の概要（A4用紙1ページ程度）</p> <p>5) 着任後の研究に対する抱負（A4用紙1ページ程度）</p> <p>6) 応募者に関する所見を伺える有識者2名の氏名・連絡先（電話・E-mailアドレス）</p>

提出方法	上記書類を PDF 形式の添付ファイルとし、件名を「JAXA 特任研究員応募」と記載し、電子メールで下記アドレスに送付してください（郵送不要）。 suzuki-recruit@aori.u-tokyo.ac.jp（◎を@に変えてお送りください） 添付ファイルは 20MB 程度以内にまとめて圧縮し、必要に応じてパスワード保護してください。容量が大きくなる場合には、適当なオンラインストレージサービスを用いて構いません。 ※ 2～3 日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	2025 年 10 月 8 日（水）17 時必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	〒277-8568 千葉県柏市柏の葉 5-1-5 東京大学大気海洋研究所気候システム研究系気候モデリング研究部門 鈴木健太郎 TEL: 04-7136-4398 E-mail: ksuzuki@aori.u-tokyo.ac.jp（◎を@に変えてお送りください）
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中断期間分の雇用延長はしません</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>